

令和3年第3回大竹市教育委員会

- 1 開催日時 令和3年3月26日(金) 9時30分開始
- 2 会場 大竹市役所4階第2会議室
- 3 出席及び欠席委員
- | | | |
|-----|------|----|
| 教育長 | 小西啓二 | 出席 |
| 1番 | 池田良枝 | 出席 |
| 2番 | 中田美穂 | 出席 |
| 3番 | 小出哲義 | 出席 |
| 4番 | 小城和之 | 出席 |
- 4 出席職員
- | | |
|--------|-------|
| 総務学事課長 | 真鍋和聰 |
| 総務学事課 | 重安千陽 |
| | 中川香代子 |
| | 瀬川隆司 |
| | 尾崎明菜 |
| 生涯学習課長 | 三井佳和 |
| 生涯学習課 | 安藤好博 |
| | 山田隆司 |

.....
【開会時刻 9時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和3年第3回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、小出委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。

日程第1「会期の決定について」を議題とします。今期定例会の会期を、本日3月26日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第6号 職員の人事異動について

小西教育長 日程第2「議案第6号 職員の人事異動について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和3年3月31日付け及び令和3年4月1日付けで発令する職員の人事異動について説明します。3月31日付けで、真鍋和聰総務学事課長兼こども相談室長事務取扱が退職し、翌日に広島県教育委員会へ採用され、小方小・中学校校長となります。

4月1日付けの異動については課ごとに説明します。まず、総務学事課は、広島県教育委員会から貞盛倫子呉市立呉中央小学校教頭が総務学事課長兼こど

も相談室長事務取扱として転入します。その他に、健康福祉部福祉課の三家本教之主任が転入し、総務部総務課の錦戸宏泰主任が転入し、嘉屋祐作主任が総務部企画財政課に転出します。また、坂本孝子主任主事が副主任に昇格し、橋村哲也参与が引き続き再任用となります。

続いて、生涯学習課は、総務部危機管理課の吉村隆宏課長が生涯学習課長として転入し、三井佳和課長が総務部企画財政課に課長として転出します。その他に、藤井秀明主査が総務部産業振興課に転出し、金子しのぶ参与が引き続き再任用となります。以上で説明を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第7号 大竹市給食センター運営委員会委員の委嘱について

小西教育長 日程第3「議案第7号 大竹市給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 大竹市給食センター設置条例第4条の規定に基づく大竹市給食センター運営委員会委員について、令和3年3月31日の任期満了に伴い、新たに委嘱するものです。この度大竹市給食センター運営委員会委員に委嘱しようとする方々は、大竹市給食センター設置条例施行規則第8条第1項に規定する委員のうち、(1)教育長、(2)給食対象校の校長、(4)大竹市学校保健会会長、(5)条例第4条第3項の要件に該当する者として教育委員会が認める者です。9名の方で、内7名が再任、2名が新任です。なお、規則第8条第1項に規定する委員の(3)給食対象校の保護者代表につきましては、令和4年6月30日まで任期がありますので、この度の委嘱には該当しません。また、同規則第8条第2項の規定により、任期は2年とあることから、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとするものです。大竹市給食センター運営委員会については、大竹市給食センター設置条例第4条第2項において、給食センターの運営に関する重要な事項について審議するとともに、当該審議に必要な調査及び研究を行うと規定しており、審議する事項については、規則第7条に(1)学年を通じた給食費の収支決算に関すること。(2)学校給食1食当たりの標準価格に関すること。(3)学校給食に必要な食材を納入する業者の選定に関すること。(4)学校給食の普及及び食育の推進に関すること。と規定しており、年2回会議を開催し、ご審議いただいているところです。以上で説明を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

小出委員 委員の中で対象校の保護者代表はどの方になるのでしょうか。

事務局 対象校の保護者代表はすでに令和4年6月30日まで委嘱させていただいておりますので、この度の委嘱には該当しないということになっています。現在、大竹市PTA連合会の会長と小方小学校のPTA会長の2人をお願いをしています。

小西教育長 他に質疑はありませんか。
委員一同 なし。
小西教育長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。
委員一同 異議なし。
小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第8号 大竹市長の権限に属する事務の一部委任について

議案第9号 大竹市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

小西教育長 日程第4「議案第8号 大竹市長の権限に属する事務の一部委任について」及び日程第5「議案第9号 大竹市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」の2件は、関連する議題となるため、一括しての審議とします。事務局から説明を求めます。

事務局 大竹市長の権限に属する事務の一部委任について説明します。大竹市長の権限に属する事務の大竹市教育委員会への一部事務委任に関して、市長から地方自治法第180条の2の規定による協議の申し出がありました。今回、市長から協議の申し出があった事務は2点です。1点目は、大竹市総合市民会館条例を改正し令和3年3月31日をもって大竹市勤労青少年ホームが廃止されることに伴い、大竹市教育委員会に委任する事務から「大竹市勤労青少年ホームの管理運営に関する事務を除く」というものです。2点目は、大竹市事務組織規則を改正し教育委員会の管理に属する機関の職員に補助執行させる事務から、「大竹会館における住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付に関する事務を除く」というものです。以上の2点について、異議ないものとして同意しようとするものです。

次に、大竹市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について説明します。ただいま、議案第8号で説明した大竹市長の権限に属する事務の大竹市教育委員会への一部事務委任に関して、市長から協議の申し出があり同意しようとする事務について、その同意する内容に合わせて大竹市教育委員会事務局事務分掌規則を一部改正しようとするものです。内容としては、生涯学習課社会教育係の分掌事務として規定されている「勤労青少年ホームに関すること」の項を削るというものです。

小西教育長 大竹市勤労青少年ホームが廃止される経緯を説明していただけたらと思います。

事務局 大竹市勤労青少年ホームの廃止について、平成27年9月に遡りますが、国において勤労青少年福祉法の一部が改正され、勤労青少年福祉法が青少年の雇用の促進等に関する法律に改められたことに伴いまして、まず国の法律から勤労青少年ホームの設置の規定が削除されています。大竹市においても、会員自体が著しく減少しており、総合市民会館の3階が勤労青少年ホームの活動場所として補助金をもらって建設をしていたんですが、そこを利用しているサークルは現在ないという状況になっております。時代背景の中で、本市が勤労青少年の活動のための施設を設置し勤労青少年の活動を支援するということの役割

はすでに終えたと判断いたしまして、この度勤労青少年ホームを廃止したという経緯です。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 第4条第3項の改正について、以前は大竹会館における住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付に関する事務を「補助執行させる」となっていたんでしょうか。

事務局 現在大竹会館では、支所は支所職員が常駐する形になっています。施設の管理は管理事務所、今はH&C大竹に一部業務委託をしています。今までは大竹会館の職員も併任辞令を出して、住民票の発行業務等をできていたんですけども、大竹会館が新しくなったらあいまいな事務は完全に分けて、支所職員は完全に管理事務所から離れて支所業務を行う、管理事務所の職員は施設の管理事務所を行う、又は公民館の受付事務所を行うという形でしっかり分けたということで、今回こういった改正を行う予定になりました。

池田委員 これは大竹会館のみということでしょうか。

事務局 今回は大竹会館のみということになります。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件2件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件2件は原案のとおり可決されました。

議案第10号 大竹市総合市民会館条例施行規則の一部改正について

小西教育長 日程第6「議案第10号 大竹市総合市民会館条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本規則は、大竹市総合市民会館条例の一部改正に伴い、勤労青少年ホームの条項を廃止するとともに、大竹市総合市民会館の実態に即した施設運営となるよう大竹市総合市民会館条例施行規則の一部を改正するものです。

初めに第8条は施設の開館時間について規定しています。平日の開館時間午前8時40分から午後10時まで及び日曜日の開館時間午前8時40分から午後5時までについては、変更はありません。変更点として、振替休日の開館時間について加えています。これまで、運用として日曜日の開館時間に合わせて午前8時40分から午後5時までとしていますが、規則に明記していませんでしたのでこの点を改正しています。第9条は施設の休館日について規定しています。第1項は、字句の修正をしています。第2項に、館長は、総合市民会館の休館日でも臨時開館できる規定を新たに設けています。続きまして、第10条の使用時間について規定しています。振替休日の施設使用時間を新たに追加しております。これまで、運用として日曜日の使用時間に合わせて午前9時から午後4時30分までとしていますが、規則に明記しておりませんでしたのでこの点を改正しております。続きまして、第11条の老人福祉センターの利用者の範囲について規定しています。大竹市勤労青少年ホームについての条文を削

除し、大竹市老人福祉センターについての規定を整理しています。第12条は施設を使用する場合の申請方法等を規定しています。別表を新たに加え、施設の使用区分毎に申請期間を設けています。総合市民会館内の中央公民館及び老人福祉センターの各室を時間使用する場合は、使用する日を含めて3月前から使用する日の当日まで。総合市民会館内の総合体育館の競技場及び武道場等を時間使用する場合は、使用する前月の第3金曜日から使用する日の当日まで。総合体育館の競技場、舞台及び指導員室を所定の時間専用使用する場合は、使用する日を含めて3月前から使用日3日前までとしています。なお、個人利用で、中央公民館及び総合体育館を使用する場合は、申請書の提出を省力することができるとしています。これまで施設の使用申請は、使用の日の3日前としていましたが、利便性向上を図るため、当日申請を認めることとしました。これにより、各貸室に予約が入ってなければ当日使用が可能となり、貸室の使用延長も可能となります。ただし、総合体育館の競技場、舞台及び指導員室を所定の時間専用使用する場合は、これは、大会等を実施することを想定していますので、事前に大会等の運営方法、駐車場の誘導方法等の協議が必要となりますので、これまでと同様使用日の3日前までに申請していただくこととしています。第14条は、使用申請の変更及び中止について新たに加えています。内容としましては、申請内容の変更又は中止する場合は、申請書が必要であり、その手続きは、使用する日の前日までに申請することが必要としています。第15条は、使用料の減免を規定しています。総合市民会館条例の一部改正で、中央公民館3階の音楽室、軽運動室の個人利用の料金設定を行いましたので、それに伴い、中央公民館についても所定の要件に該当する方が個人利用する場合は、使用料を減免することを規定し、条文第16条から繰り上げしています。また、併せて細かい字句の修正をしていますので、ご一読いただければと思います。最後に附則ですが、本規則の施行期日を令和3年4月1日としています。以上で説明を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第11号 大竹市放課後児童支援員等に関する規程を廃止する訓令について

小西教育長 日程第7「議案第11号 大竹市放課後児童支援員等に関する規程を廃止する訓令について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和3年度から放課後児童クラブの運營業務の一部を民間事業者へ委託することに伴い、本規程を廃止するものです。放課後児童クラブの運營業務の一部を民間事業者へ委託することにより、支援員等の雇用を民間事業者が直接行うこととなったため、支援員等の要件、職務、勤務時間その他の勤務条件等を規定した本規程を廃止するものです。

ここで、民間事業者への委託の進捗状況についてご説明します。支援員等につきましては、現在雇用中の23名のうち22名が継続雇用を希望しており、22名全員の雇用契約が完了したとお聞きしています。また、追加で雇用する2名の支援員等についても、4月からの勤務の目途が付いており、4月中にさらに4名程度の支援員等を採用する見込みであると聞いています。事務引継も順調に行っており、4月から予定どおり民間事業者へ運營業務の一部を引き継ぐことができると考えています。なお、本訓令は、附則にありますとおり、令和3年4月1日から施行するものです。

小西教育長 4月1日に向けて、これまで取り組んできた内容等を報告していただけたらと思います。

事務局 4月の民間事業者への委託に当たりまして、3月14日に保護者説明会を行い、その中でこちらから4月以降保護者の皆様をお願いすることであるとか手続きのこと、そして今回新たに民間事業者、株式会社明日葉に運営が変わりますということで民間事業者から簡単な会社概要を含めた説明会を開催しました。新聞記事にも出ていましたが、時間延長の要望に併せまして早朝のところをもうちょっと早くから開けることができないかですとか、保護者の意見を伝える場がこれからあるのか、そういった質問が出ました。保護者の意見を伝える場としましては、株式会社明日葉から保護者懇談会のようなものを何回か開催することを予定しているというお話を出していただきました。要望については、これから市の方でもいろいろ現状を確認しながら検討していくというような回答をしております。その説明会を受けまして、株式会社明日葉と4月からのオープニングに向けて最終調整をしている段階です。なお、このときに併せて、配慮が必要な子ども達がいるので、配慮が必要な子ども達と支援員との懇談、そういったことも行っています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 放課後児童クラブに入る子どもの人数ですとか、全員入れているのかどうかといった状況を教えていただきたいと思います。

事務局 令和3年度の入会児童数は、3月15日現在で256名、令和2年度の299名に比べまして約14%程度減少という結果になっています。各児童クラブとも定員内ということで待機児童については発生していないと考えています。定員は295名なんですけど、これに対する入会児童数256名、この割合が約87%ということで、現在定員を超えている児童クラブはないという状況です。

中田委員 支援員の方23名のうち22名継続であまりガラッと顔ぶれが変わらないということで、ちょっと安心しました。4月からあまり支援員さんの入れ替わりがないということなので、そこまでガラッと雰囲気が変わることはないのかなとは思っているんですけども、やはり民間委託ということですので、1か月とか3か月とか、1年間トータルでちょこちょこ様子であるとか現状をお知らせいただけるとありがたいなと思います。

事務局 今回初めて民間事業者に委託するというので、今日までは順調に進んでいますが、今後どのような形で運営していくかというのは分からない部分もありますので、私たちも現場の方、特に事業者と連絡調整しながら進めていくとともに、機会があるごとにこういった形で報告させていただきたいと思います。

池田委員 先ほどの待機児童がないということで良かったんですけども、入会数が減っているのが子どもの減少によるものなのか、民間委託等による不安からなのかそのあたりが分かっていたら教えてください。

事務局 随分減ったので私どもも分析をしました。児童数につきましては、対象児童数で見ると約1.5%、2%弱くらいの減少ということで、児童数の減少はこの児童クラブ入会数の減少という理由にはあまりないのかなと思います。考えられるのは、令和元年度、2年度、3年度それぞれ傾向を見る中で、元年度末ぐらいから減っている傾向があるので、憶測というか私の考えとしては、新型コロナウイルス感染症の関係があって、家庭で見られる子どもの保護者はなるべく家庭で見るような状況ができていく傾向があるのかなと分析をしています。

事務局 今回のコロナの関係ではないかという要因として、あすなろ、ひかり、みどり児童クラブを個別に、学年別に減少率を見てみたんですが、全体的に同じくらい減っているものですから、どこかがとびぬけて減っているというところがあればそこに原因があるのではないかと考えていたんですが、全体として減っているの、なんとなく風潮的にそういったところに行きつくのではないかとこのところに至っています。

小西教育長 民間委託ということになるので、教育委員会の取組として、教育委員会と利用者の保護者の方とで年に1回は協議する場をもって、そこでのご意見等を株式会社明日葉にフィードバックしていくということを考えています。

事務局 学校との連携というのを一番心配しているところですので、昨日、各学校を回りまして、民間委託した後の連携について、しっかり学校と連携していきましようという形で担当者が説明をさせていただきました。それと株式会社明日葉の方も、先ほど中田委員が言われたようにあまり変化があると子ども達が不安になりますので現状を維持するという方針を持っています。それと大きくいろいろ説明を聞くのには、支援員にできるだけ負担がないような環境を整えるというところなんです。具体的にどういうことかということ、例えばおやつ。今までは支援員が調達して用意していましたが、こういったものもすべてパソコンで注文し、請求、配達してくれるというものです。文具等も全部パソコンで購入できます。そのために昨日、各児童クラブの教室に1台ずつパソコンを設置するというような環境も整備しています。また、ユニホームも今まで全部自前で着てやられていましたけど、今度は統一ユニホームを着ます。スポーツメーカー特注のユニホームを配布してそれをみんなが着てだれがみても保護者なのか支援員なのか判別できる、どこから見ても分かるそういったものを支給するという形になっておりますので、少し雰囲気は変わってくるかなと思います。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第12号 海の家あたた設置及び管理条例施行規則の一部改正について

小西教育長 日程第8「議案第12号 海の家あたた設置及び管理条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本規則は、大竹市海の家あたたの管理運営について、利便性の向上及び実態

に即した運営となるよう大竹市海の家あたた設置及び管理条例施行の一部を改正するものです。第4条の使用者についてですが、現在、海の家あたたの宿泊料金の最低額を5名分の料金としています。これは、本施設が集団宿泊施設であることと、施設管理人の人件費を含めた維持管理費等を踏まえた一定の採算性を考慮し、5名未満の宿泊でも料金の最低ラインを5名分に設定させていただいているところですが、これまで使用者について規則に明記しておりませんでしたので、新たに条文を加えています。第5条の使用の手続きについてですが、海の家あたたを使用しようとする者は、使用する日の14日前までに所定の申請書を提出するよう改正し、条文第6条から繰り上げしています。これまでは、使用する日の1月前までに所定の申請書を提出するようでしたが、利用者等から改善を求められておりましたので、少しでも利用促進につながることを期待しています。最後に附則ですが、本規則の施行期日を令和3年4月1日としています。以上で説明を終わります。

小西教育長
小出委員
事務局

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

海の家あたたの状況を教えてもらえればと思います。収容人数であったりとか使用頻度だったりとか、使用目的等について情報をいただければと思います。

海の家あたたは阿多田島に設置している施設です。目的としましては、青少年の健全育成に関する集団宿泊研修及びレジャー利用していただくように設置しております。収容人数ですが、最大で50名収容することが可能ですが、今年度については新型コロナウイルス感染症の拡大のことを考慮して半分、25名程度までということで予約を受け付けさせていただいています。現在の利用状況ですが、令和2年度の最新情報は持ち合わせておりませんが令和元年度は総利用者数547名という状況です。開館当初は3,000人を超える方がご来館いただいていたんですけども、年々利用者の数は減っています。その辺はてこ入れをしてというところですが、利用者の方から言われるのは船を使った移動しかできないということと、海の家あたたに行くまでに約2km近い距離があります。この距離がほとんど坂道で、なかなかその坂を上っていくのも大変だというようなことをお聞きしています。もう1点はどうしようもないことなんですけれども、基本的には集団宿泊研修施設ということで食事も含めた研修ということを当初から想定していましたので、基本自炊でお米とか食材などの荷物を持ってフェリーに乗って、坂道を上って着いたとたんにご飯を作るというのはなかなか負担だというようなことを言われているんですけども、こういった自然に親しみながら自炊をしているんな形でいろんな自然体験をしながら学習するというのも一つの施設の目的ですので、こういった部分も含めまして引き続きご利用していただきたいと考えています。今回の1か月前の申請を2週間前としたのもこういった施設の不便性の中でさらに申請が1か月前というのも不便ではないかということで、ちょっとでも利用者の方が増えることを期待して2週間前という形にしています。この「2週間前」も総合市民会館と同じように当日の申請も可能ではないかというご意見もあるんですけども、そもそも論として、管理人が阿多田島に在住の方でこの方のご都合を聞き

ながら宿泊状況を管理しています。急に当日泊まらせてくれと言われても、管理人がその日にほかの仕事がなければ管理業務ができるんですけど、ほかの仕事があれば施設を開けることができないということではなかなか我々も運用上難しい中で施設管理を行っている状況ではあります。

池田委員 今のことに関して、施設は結構年数が経っていると思うんですけど、施設の状態はどのようでしょうか。減っている理由に不便さもあると思うんですけど、今コロナでなかなか集団というのは難しいと思うんですが、施設の管理がどのような状況になっているのかというのを教えていただければと思います。

事務局 施設はもう20年近く経っています。いたるところに修繕が必要な状態になっています。特に外壁に関しては、開館当初はとてもきれいな施設だったんですけども大分苔も生えている状態で、そういった面では美観的にもよろしくない状況です。施設の中身についても、クロスとかが一部剥げております。そういったところは逐一担当が行き付けたりはしているんですけども、根本的に大規模改修が必要な時期には来ているのではないかなと思います。特に畳の部屋がメインです。今年度も畳を特に悪いものを替えています。一気に替えると予算的な問題がありますので、2枚から3枚程度、今後も替えていきたいと考えています。施設の管理人が手先の器用な方で、網戸が破れていればその都度替えていただくということで、利用者に対しては不快感がないような維持を心がけておりますが、どうしても使用頻度が高いところは細かいところの不備があるということで利用者の方もご不満をお持ちの方もいるかとは思いますが、大前提として自然に親しみながら研修していただく施設なので、それも含めて楽しんでいただけたらと考えています。

事務局 規則に「平成8年大竹市教育委員会規則第1号」と記載していますので、設置は平成8年ぐらいだろうと思います。現状では約24、5年経っているんですけど、耐用年数はRCの建物ですので50年という形になります。そうするとまだ半分ということに。なおかつ、当時、隣の灯台資料館と一緒に、こちらは新築で海の家あたたを建てて灯台資料館は元々あったものを改修して、一緒に事業としてやったんですけど、国の間接補助が2千万円くらい入っています。先ほどの勤労青少年ホームとよく似ているんですけど、これを例えば廃止すると、最大でも半分は返さないといけないという形にもなってくるかと。今回改正に至った背景ですが、来月の教育委員会にも出させていただくんですが、一般質問で市議会の藤川議員から海の家あたたをしっかりと活用したらどうかと、特に民間活力を導入して直営にこだわらず指定管理とか民間売却、そういう方法を含めて、釣り堀が非常に好調だという中で活用したらどうかと。特に5名からしか使えないけれども、1名から使えればホテルのように非常に便利なんじゃないかと。申請期間も1か月前に申請しないと泊まれないというのでは余計泊まる人はいないという話の中で、今の1か月を自然の家やさかと同様に14日以内にさせていただきます。この1か月にした背景がなぜだったのかというところになるんですけど、宿泊者の中に非常に宿泊ルールを守らない方が宿泊するケースがありまして、非常に我々も管理にも困惑、なおかつ島民の方にも迷惑がかかるというところがあり、1か月間の審査期間を設けたいというところで1

か月を設定させていただきました。ただ、数年経つんですが、あまりに1か月というのが長いということで2週間くらいで審査をし、許可を出すくらいでとどめるので、今回改正案を出させていただいたところが背景です。

小出委員 1か月の審査期間が2週間にということなんですが、民間の宿泊施設とかでしたらもう少し利用しやすいような形態があると思うので、その審査っていうのがどういった審査か分からないんですが、もう少し利用しやすいような形態を今後検討していった方が良いのかなど。2週間ということももう少し短縮できるものであれば短縮して、先ほど話があったように島から施設まで2 kmということで車両を提供したりとか荷物の運搬をしやすいようにしたりとか、議員の質問もあったということですけども、いろんな工夫をしてみても良いのかなと思います。

事務局 期間については2週間で様子を見させていただいて、やはり迷惑がかかるような形になると管理人の方もなかなか受けていただけないということにもなったりしますので、そこは慎重にさせていただきたいところです。それといろいろ手立ては考えるんですが、正直市の公共施設等の方針としては、当面存続施設。つまり、この施設については使えば使うほど赤字になる施設という位置づけなんです。そうするといろんな手立てを講じてもその分全部赤字。利用者からしたら1名で泊まれると一番良いんですが、1名を泊めるための宿泊料が2,000円くらいで、一緒に管理人が泊まろうと思うとその雇用費が1万いくらかかるということで、どうしても24、5年の中で効率的をずっと考えた挙句が、予約があるときだけ管理人に常駐してもらいましょうということになってしまったんだと思います。なんとか我々も使ってもらいたいんですけど、現状が効率的というところもあるということをご理解いただけたらと思います。

事務局 海の家あたりの管理人の夜勤、1泊する方の対応になるんですけども、1日当たり夜勤と深夜割増含めて12,500円ほどどうしても費用がかかります。と宿泊していただくときは1人2,310円の5名分で11,550円ということで、人件費のことを考えたら5名は泊まっていたかかないと維持できないという状況です。使えば使うほど赤字になる施設ですが、使ってはいただかなければいけないので、我々もジレンマに陥っている状況です。

池田委員 先ほど教育長も言われたように、海の家あたりの場所はすごく良いところなんですよね。裏に下りれば資料館もある、ちょっと海で泳ごうと思ったら泳げるようなすごく良いところなので、しっかりとアピールをして、今外で活動するということがすごく見直されているときなので、PRを工夫していただければと思います。

小出委員 以前の利用が数千人単位で多かった頃は、収益は出ていたんでしょうか。

事務局 今手元にある資料が平成27年度の資料なんですけれども、このときには年間の利用者が約1,200名いて、使用料収入が約210万円ありました。単純にいけば、開館当初利用者が3,000人くらいあったとすれば約400万の収入があったのではないかなど。それが令和元年度は547名で、使用料収入は53万円です。年間の維持管理費は、令和元年度の数字ですが年間約480万ということになります。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。
小西教育長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。
委員一同 異議なし。
小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第13号 大竹市就学援助費支給要綱の一部改正について

小西教育長 日程第9「議案第13号 大竹市就学援助費支給要綱の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。
事務局 令和3年度就学援助の認定において、今まで就学援助の認定を受けていた世帯が生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、認定基準の値を引き上げるため、本要綱の一部を改正しようとするものです。就学援助認定理由のうち保護者の経済的理由による場合は、世帯の所得が生活保護の基準額に一定の係数を乗じたもの以下の世帯に属する児童生徒を認定しています。おおまかにいうと、生活保護の基準額に係数をかけた額が、その世帯の所得額を上回っていれば就学援助世帯としており、第2条において、その係数を1.2としています。この係数を1.24に引き上げるものです。この背景を申し上げます。生活保護基準は、平成30年10月、令和元年10月、令和2年10月の3年かけて段階的に引き下げが行われています。これに関して、文部科学省初等教育局長及び厚生労働局事務次官より、「生活保護基準額が減額となる場合に影響が生じる市町単独事業においてできる限りその影響が及ばない判断をする」よう通知を受けています。よって、平成31年度認定及び令和2年度認定については、生活保護基準引き下げの前の平成30年度認定基準に基づき認定をしました。令和3年度認定については、令和2年10月をもって段階的な引き下げが終了することから、令和2年10月生活保護基準に基づき令和3年度認定基準を作成し、認定を行いました。しかし、これによって基準額が下がってしまうので、平成30年度基準では認定されるにもかかわらず、令和3年度基準では非認定になる世帯に対応するため、係数を1.2から1.24に引き上げるものです。施行日は令和3年3月26日です。説明は以上です。
小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
委員一同 なし。
小西教育長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。
委員一同 異議なし。
小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

報告第5号 大竹市立小学校及び中学校の校長並びに教頭の任免に係る内申について

小西教育長 日程第10「報告第5号 大竹市立小学校及び中学校の校長並びに教頭の任免に係る内申について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 広島県教育委員会に対して、大竹市立の小学校及び中学校に勤務する令和3年4月1日付け県費負担教職員の任免の内申について、緊急やむを得ず教育長において処理したため、校長及び教頭について、その報告をし、承認を求めるものです。

まず、校長の異動についてです。令和2年度をもちまして、2名の定年退職があります。1名は小方小・中学校の大橋綾子校長、もう1名は玖波中学校の吉岡透校長です。そして、玖波中学校には江田島市立能美中学校から渡部智子校長が、小方小・中学校には大竹市教育委員会から真鍋和聰が、校長として異動します。渡部智子校長は、能美中学校で校長として2年間勤めておりました。能美中学校の前は玖波中学校の教頭、その前は小方中学校の教頭を勤めておりました。次に教頭の異動についてです。大竹小学校の坂田昇教頭が廿日市市立宮島小学校に異動になります。その大竹小学校の教頭として、廿日市市立地御前小学校の田中勤子教諭が昇任してまいります。以上です。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認されました。

協議・報告事項 民法改正後の「大竹市成人のつどい」の対象年齢等について

小西教育長 日程第11「協議・報告事項 民法改正後の「大竹市成人のつどい」の対象年齢等について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和4年4月から「民法の一部を改正する法律」が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることとなったため、令和4年度以降の「大竹市成人のつどい」の対象年齢等について、大竹市としての方向性を決定するにあたり、大竹市教育委員会の方針を決定するものです。方向性といたしましては、令和4年度以降の「大竹市成人のつどい」の対象年齢をこれまでと同様に20歳とし、式典の名称を「大竹市二十歳のつどい」とする方向性を考えています。令和4年度以降の「大竹市成人のつどい」の対象年齢を20歳とする主な理由としては、「受験や就職活動等の時期と重なる確率が低く、多くの対象者が参加しやすいこと」、「本市は実行委員会形式をとっているため、18歳開催に比べ、20歳開催の方が、実行委員会を定期的に開催し、新成人が運営・企画等に携わりやすいこと」、「受験や就職活動等の準備で、時間的・経済的な負担が重くなることを避けることができること」、「飲酒や喫煙などの法律上の制限がなくなる20歳時に、成人としての自覚を改めて促す機会となること」など

です。式典の名称につきましては、「成人式」における「成人」と民法上の成年とは一致する必要はありませんが、同じ意味で捉える可能性があることを考慮し「成人のつどい」から「二十歳のつどい」に変更したいと考えています。大竹市「成人のつどい」の実施状況として、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、1月の教育委員会定例会で説明したとおり振袖等を着る新成人の暑さによる負担軽減のため、着付け等に伴う出展事業者スペースと振袖着脱等の個人利用スペースを設けるという対策を講じた上で令和3年8月14日に延期し、場所を大竹会館、アゼリアおおたけとする決定をしました。また、参考として、民法改正における「成年年齢引き下げ」に係る動きについて、成年年齢引き下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議が令和元年6月に自治体に対して行った調査結果、日本財団が平成31年1月に全国の17歳から19歳を対象に行った18歳意識調査のアンケート結果を議案に添付しています。最後に、広島県内23市町及び山口県和木町・岩国市に対して、令和4年度「成人式」の対応方法について調査した結果、令和3年1月28日現在ではすでに方針を決定しているのは11市町であり、すでに方針を決定している市町はすべて現行どおり20歳の年で式典を行う方針であることを確認しました。検討中の市町は14市町で、うち7市町が今年度中に方針を決定する見込みであることを確認しています。本市といたしましても、今年度中に方針を決定したいと考えています。

事務局 社会教育委員会というものが別であるんですが、先日そちらでもご意見をいただきまして、現在の大竹市の方針について特に意見なしと伺っています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

池田委員 事務局で考えられた「大竹市二十歳のつどい」という名称で、現行通り二十歳で式をするというのが良いのではないかと思います。いろいろと理由を先ほど挙げられていましたが、全くその通りだなと思います。大竹市の今までのこのつどいの実行委員会の活躍、してこられたことを考えると、今後もそういう方向でされるのであれば、実行委員会の方が動きやすい年齢で実施するのがいいでしょうし、民法が改正されても意識の中に二十歳っていうのが大人になる一歩と思っている部分もすごく大きいと思うので、この名称でこれまで通り実施されれば良いかなと思います。

中田委員 私自身が保護者としてここに引かかる年でしたので、どうなるんだろうと少し不安に思っていたんですけども、今お聞きして、やはり私も「二十歳のつどい」ということで開催されるのが良いのではないかなと思います。

小西教育長 他に質疑はありますか。

委員一同 なし。

小西教育長 ないようですので、協議を終わります。

協議・報告事項 小中一貫教育の「成果」と「課題」について

小西教育長 日程第12「協議・報告事項 小中一貫教育の「成果」と「課題」について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 これにつきましては、第2回の教育委員会会議で説明させていただきましたので今回説明は省略させていただいて、ご意見等お願いしたいと思います。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 小学校の先生方と中学校の先生方がこうやって目標を一つにして研修をしていくことを継続することによって、お互いの職種の違いという部分については随分と理解が得られるようになってきたんではないか、ということでしたけど、確かにそういうところはあると思います。ただ、小中一貫ということを掲げてきてきている部分で、形骸化というか、研修はしているけれども、というところが出てきている部分はどうなんだろうかと感じました。ここにいろんな成果が書いてありますが、小方学園は同じ校舎の中にあるので研修も密になるでしょうし、先生方の理解度というのもすごく高いと思うんですけども、大竹と玖波は場所が離れていて、なかなか一緒に研修をするというところで時間を合わせるのもすごく難しいところがあると思います。管理職や主任クラスが集うということはあると思うんですけども、特にこのコロナ禍で、先生方がみんな研修していくというのがどの程度持たれているのかという部分と、やっていくのが当たり前にはなっているんだけど、もっと密接に小学校から中学校への連携であったりとか共にやっていくという部分の意識がどの程度進んでいるのかというのを教えていただければと思います。

事務局 おっしゃる通りで、小方は物理的に一体化しているので常に教員の交流がしやすい、日常的な話し合いができるというところがあります。玖波小・中、大竹小・中については、日常的な交流はなかなか難しいです。管理職ですとか、大竹小・中であれば生徒指導主事がそういった指定を受けていますので、定期的に行き来してということができんですけど、交流の中心となるのが協働の教育研究です。令和2年度の研究主題を掲げていますが、玖波小・中学校では「人権教育」、小方では「思考力・表現力を高めるための協働的な学び」、大竹小・中では「主体的・対話的で深い学びのための、授業における見通しとリフレクションの在り方」ということで、同じ研究主題で授業研究を、学校区によって違うんですけども基本的に小・中一緒に、中学校の授業研究に小学校も行って一緒に共有する、小学校の授業研究に中学校も行って共有するという形で、十数年前はなかなかそういったことがなかったんですけど今はそういったことを行っています。そういった良好な小中連携が続くように、今回人事異動もありますので、9年間で子ども達を育てていくという発想を周知していきます。そもそも平成18年度、19年度で教育基本法などが変わって、義務教育の目的、義務教育の目標ということで、9年間の目的、目標ができましたので、最終的にはそこが目的、目標になるんだろうと思います。そういった今の関係がまずは続くように、新しい先生が入ってきて持続可能に、9年間で育てるという雰囲気をつくっていくようなそういった体制を構築していくことが必要なのかなと思います。

池田委員 今回の合同の授業研究というのは、大竹校区と玖波校区では年にどのくらい行われていますか。

事務局 学校によっても違うんですけども、今年は集まるのは控えようということで、通常ですと小学校で3学年くらいは行うと思います。中学校でも同じくら

いだろうと思うんですけれども、計6回くらいはやっているのかなと思います。

小城委員 目標と目的がそれぞれ学校単位であると思うんですけれども、大竹市内では学校が選択できるようになっていると思います。例えば玖波小から大竹中とか大竹小から小方中とかそういったときに、校区で連携を図っていても児童が学ぶ場所が変わったときにはどのように対応していくのか、というのが懸念されるかなと。学校単位でそれぞれ目標を立てるのはもちろん良いんですけれども、小学校単位でまとめるとか中学校単位でまとめるとかにしないと、選択して別の学校に行ったときにずれが生じるのではないかなと思いますので、その辺も検討事項としていただけたらと思います。

池田委員 課題の中に「小・中学校を通じたブレのない学習規律の指導」というのがあると思うんですけれども、研究内容はそれぞれの校区で違っていてもそれほど子ども達に影響はないと思うんですけど、生徒指導規程であったりとか学習規律については、大竹市内で小学校・中学校全部統一されると子ども達が先ほど言われたような選択制で別の学校に行っても支障はないというふうには思います。学習規律だけではなくて例えば学び方、いわゆる今やっている集団で学び合いという話し合いをする場面であったりとかそういう設定の部分も、小学校から中学校が大竹市内で統一されていると、別の中学校に行っても話し合いをするときも違和感なくできるので、そういう部分も大竹市内で統一していくと今のようなことは懸念されないのではないかなと思いますがいかがでしょうか。

小西教育長 子どもが戸惑うことが一番良くないことであって、来年度から始まる端末についても、例えば学校によって使い方の頻度に差があると大きく変わってきます。そのあたりは十分気を付けて、大竹市としてのものを作り出して市内全体で共有化して取り組んでいくということかなと考えています。

事務局 小学校では割と学習規律の徹底ということで細かいところまで指導していく、中学校の方はある程度子どもの自主性に任せるといった部分もあり、ということなんですけれども、ただそれではどうなのかなというところも実際あります。中学校が小学校から学ばなければいけないとか、逆に生徒指導面では小学校が中学校から方法を学ばなければならない、お互いに学び合いというところがあります。小・中でそのあたり連携しながら、折り合いを付けながら、じゃあ小・中で統一するのはこれ、中学校からは新たにこうしていこうということで共通理解は段々図られていくと思うんですけれども、大竹市内全体で見たときに、中学校区ごとにちょっとやり方が違う、ほかへ行ったときに今まではこうだったけどこっちはこうなるんだなということで戸惑ってしまう、そういうこともあるのかなとお聞きしながら思いました。来年度はタブレットを使った授業研究を各校1つずつ提案するというので、担当者はもちろん、学年の関係者とか教科の関係者とかが一斉に集まっての授業研究を6回やる予定です。そういったところで、学習規律ですとか学習の仕方といったところがそれぞれ交流できて、また持ち帰って、なかなか全部一緒に同じことをやろうというのは難しいかも分かりませんが、学び合って、良いところはそれぞれの学校で取り入れていくというような取組を行っていきたいと思います。

小出委員 小中一貫教育の「成果」というのは、外からだとなかなか見えにくいのかなと思いました。実際現場で指導していらっしゃる先生方とか保護者の方は、

小中一貫教育の「成果」っていうのを実感しているところがあるのかなと思うんですけども、その辺の声というのは何かありますか。

事務局 特に生の声というのをお聞きしていないんですけども、個別にはそれぞれ学校で小中一貫教育の取組ということで振り返って、来年度はこうしようという話はしていると思います。小中一貫教育が研究されてきて、文部科学省でも例えば不登校出現率が減少しているとか、全国学力調査の正答率が上がっているとか、規範意識、自尊感情が高まっているとか、そういう調査の結果があります。そういう成果があるものとして、うちもやっていきますというスタンスで取り組んでいると思います。保護者の声というのをお聞きしていないので、そういったことを聞く機会を学校評価で取り入れられたら、何らかの形でお知らせしたいと思います。

小出委員 生徒の指導、主体性とかあるいは学習能力が向上するというのは、5年後、10年後、長い期間に渡って成果っていうのは出てくるんだと思うんですが、小中一貫教育の効果っていうのが目に見えないところがあるので、いじめであるとか不登校の減少っていうのは数字でもって見られるとは思いますが、先生方とか保護者の方の生の声に成果は現れるのかなと思います。

池田委員 今のことに関して、小中一貫で、特に生徒指導主事研修なんかでも小・中で生徒指導規程の見直しをして、小学校で指導していることと中学校で指導していることがほぼ同じ方向性で今までやってこられていると思います。以前でしたら、小学校では良かったのに中学校に行ったら急にダメって言われることがすごくあるっていうことが子どもの声であった部分が、小学校でも指導されているので中学校に行ってもそれほど違和感なく入れるとか、中学校に入って指導されることが少なくなったということは以前聞いたことがあります。議案に、教育委員会主催の研修で情報交換の時間を設けていると書いてあるんですけど、もっともっとしっかりと話をしてもらって、こういうふうにしていこうという主任たちのリーダーシップとかまとめていくというようなことができてくるといいなというのが1つあります。先ほど言われたように、生徒指導主事が小学校と中学校を行き来しているのであれば、例えば小学校の中であれば小学校の子どものことは共通理解でいろいろと話が出てくると思うんですけど、中学校へ行って帰ってきた生徒指導主事が中学校の生徒の状況について小学校の職員に還元するっていう部分をもっともっとされると、中学校でこんなふうになっているとかが共通認識されると、そこをじゃあ小学校の間に改善しておこうとか、こういうことを指導していこうということができると思います。せっかく交流をして帰って行った主任たちが、しっかりとほかの職員の方に還元をしていただけるような状況があるのかどうかっていうのを、しっかりと見ていただけたらと思います。

事務局 先ほどの大竹市教育委員会主催の研修会で小学校・中学校の主任主事が協議したりということがあるんですけども、まずは仲良くなるのが小中一貫教育、連携の第一歩だと思うんですが、同じ校区の主任主事が自然と交流できているので、そのあたりはまず良いのかなと思います。今言われたようにそこで学んだこと、研修したことを学校に持ち帰って還元しているか、これは学校によって差があるでしょうし、個人によっても差があるでしょうし、還元の仕方でも文書で配って終わりというところもあるかもしれませんし、時間をとって一

言口頭でというところもあるかも知れませんが、せつかくやるんですから、限られた時間ですが効果的にできるようにしていきたいなと思います。

小西教育長 4月の校長会等で、市で実施する研修について、効果的に各学校、教職員に還元していくということで指導してまいりたいと思います。

中田委員 先ほどの小出委員さんの意見に重なるんですけど、9年間を通しての保護者の声であるとか子ども達の声っていうのは、実際に聞いたりとか上がってきたりしているアンケートなどはこれまでなかったと思うので、学校評価のアンケートに関しては「挨拶していますか」とか丸を付けていく程度なので、そういった聞き方をちょっと変えて9年間に対する保護者の思いですとか生徒の思いっていうのを聞いていくのも有りではないかなと、保護者からの視点としては感じてはいます。

事務局 参考にさせていただいて、取り入れられるところは取り入れたいと思います。

小西教育長 もう少しで10年経ちますので、一度しっかりと教育委員会でも協議して次のステップへ進んでまいりたいと思います。小中一貫教育に関しては、本市の特色ある取組ですので、今後ますます充実していくようにご意見いただけたらと思います。他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 ないようですので、協議を終わります。

協議・報告事項 令和3年度大竹市教育委員会学校教育概要図(案)について

協議・報告事項 令和3年度大竹市教育委員会生涯学習概要図(案)について

小西教育長 日程第13「協議・報告事項 令和3年度大竹市教育委員会学校教育概要図(案)について」及び+日程第14「協議・報告事項 令和3年度大竹市教育委員会生涯学習概要図(案)について」を一括して議題とします。それでは、事務局から説明を求めます。

事務局 令和3年度大竹市教育委員会学校教育概要図について、簡単にではありますが説明をさせていただきます。「教育目標」及び「めざす子供像」は変えておりません。「教育目標」は、『笑顔・元気』かがやく大竹っ子の育成で、学校生活が充実して笑顔、心身共に元気、自己肯定感いわゆる自尊感情を高め、自己の能力を発揮してかがやく大竹っ子というイメージです。また、「めざす子供像」の「自分の力で人生を生き抜くたくましい子供」については、自分の思いや考えたことを表現するとともに、他者と力を合わせて協働的に問題解決する自立した人間をめざすという意味で考えております。教育目標の達成及びめざす子供像の実現のために、取組を行います。特に、昨年度との主な変更箇所について説明を加えさせていただきます。まず、「確かな学力」についてです。「主体的な学び」の実現については、広島県教育委員会が進める「学びの変革」の第Ⅲ期の方向性の中で、全県で取り組む内容の一つとして「本質的な問い」による探究的な学習の開発・実践に取組ます。授業の中で教師が、授業の目標を達成するために、子供に対して意図的・計画的に問いを発しますが、「本質的な問い」

という問いについての県の教育委員会が示している定義は「1つの明確な答えがあるわけではなく、生涯において何度も問い直され、その答えが更新され続けるような問い」ということです。例えば、「私はどう生きるのか」「歴史を学ぶ意義は何だろう」「過去は未来にどう影響しているのだろう」などという問いが、例として県の教育委員会が示しています。その下に、単元を貫く問い、個別の問いがぶら下がります。主として、総合的な学習の時間を中心に取り組んでいくことになろうかと思えます。

次に「確かな学力」の中でICTの活用について先月も説明しましたが、重点的な取組として位置づけております。

続いて「豊かな心」についてです。昨年度、玖波小・中学校が文部科学省の人権教育の指定を受ける予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりました。次年度も指定はなく、人権教育の推進に代わり、体験活動の充実を入れております。小・中学校ともに集団宿泊体験活動いわゆる泊を伴う野外活動があります。特に小学校はかつて3泊4日で行っていましたが、夏季にやらざるを得ないため熱中症等の心配や教職員の業務改善ということもあり、現在、小学校は2泊にしています。中学校は1泊です。そのようなこともあり、野外活動の目的を明確にしてより質を向上させる取組を推進していきます。また、学習者用端末などデジタルの活用を推進していきますが、逆に実体験を軽視しないようデジタルと紙の両者の長所を生かしながら、子供たちに学習させていきたいと考えております。

「健やかな体」につきましては、昨年度までの重点的な取組を継続させてまいります。

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を支えるベースになるものが、「地域の教育力の活用、家庭・地域・関係機関との連携」と「一に安全、二に学力を合言葉に、安全で安心な学校づくり」です。これらは次年度も引き続き学校教育のベースとしたいと考えます。

「施策1」の小中一貫教育については引き続き推進してまいります。「施策2」は、次年度の県の教育委員会の指定事業及び大竹市教育委員会の事業を示しています。まず、県の事業の探究的な学習の在り方に関する研究推進地域事業は、大竹小・中学校が連携して取組ます。生活科及び総合的な学習の時間の単元開発及び実践を行います。中学校英語におけるICTを活用した言語活動充実プロジェクトは小方中学校で、中学校の英語においてICTを効果的に活用して言語活動時間の割合を増やし、力を付ける取組を行います。小学校低学年段階からの学ぶ喜びサポート校事業は、本年度の「学力フォローアップ校事業」の続きで同じく小方小学校で取組ます。小学校1・2年生段階での学習のつまずきを残さない取組を行います。生徒指導関係の指定は同じく大竹中学校と大竹小学校ですが、次年度は特に大竹中学校は不登校対策を中心に、大竹小学校は暴力行為やいじめを中心に取り組んでいく指定となります。

大竹市の事業の方は、新たなものがICT支援員配置事業です。1人1台学習者用端末の整備に伴い、配置するものです。なお、読書活動推進員は小・中学校各担当で計2名、学級支援員は昨年度より1名減で計9名、特別支援教育支援員は昨年度と同じで計5名の配置です。

事務局 令和3年度大竹市教育委員会生涯学習概要図（案）について説明させていただきます。最初に説明するにあたってお詫び申し上げないといけないのは、当

然この概要図を作るに当たっては、一番上が現在大竹市で策定中のまちづくり基本計画、そしてまちづくり計画というのが令和3年度から始まります。これは今策定中で、それに関連して4月23日に総合教育会議がありますのでこちらで改稿の審議をしていただいて、それに基づいてこちらの概要図ができ上がるというのが本来の筋です。4月がもう始まってしまいますので、申し訳ないんですがこれが暫定という形でご承認いただきまして進めさせていただきたいというところをご了解いただけたらと思います。キャッチフレーズにつきましても、基本計画構想図の中で「笑顔・元気♡ かがやく大竹」というのがあります。こちらに合わせています。そして「生涯おおたけ・やっばりおおたけ」というところを生涯学習の概要図とさせていただきます。生涯学習推進の方向性、こちらはこれまでと同様3本柱という形になります。生涯学習の推進については社会教育の振興、学校教育以外の教育活動となりますので、これについては人づくり、絆づくり、地域づくりという3本柱を基に推進していきたいという形で変わっていません。そして施策の柱を6つ掲げています。こちらが基本構想、大綱の中に位置付けられている文言に合わせています。1番目が「子どもの学びと成長を支える教育の充実」、学校連携・子どもの居場所づくり事業という形で掲げています。教育委員会会議でも、常日頃から学校としっかり連携をして義務教育以外のところを生涯学習がしっかり保管するようというご意見をいただいています。これを1番に掲げて事業を展開してまいりたいと思います。2番目に「未来を担う青少年の健全な育成、青少年育成事業」です。こちらも教育委員会会議等でいろいろとご意見をいただいて、しっかりと地域と連携していくように、そしてジュニアリーダーであれば地域のリーダーにとどまらず日本全国、または世界に羽ばたくような育成にも目を向けていただきたいというようなご意見をいただいておりますので、そういった視点で今度の改稿等に位置付けられていると思います。3番目が「生きがいと創造性を育む生涯学習・社会教育の推進」、4番目が「豊かな心身を育むスポーツの推進」、そして5番目が「まちへの愛着を育む歴史・文化の保存・継承の推進」として、これら5つを支える形として、「市民と行政の協働による地域づくり」というところを挙げています。

それともう1点、先ほどの議案第12号の海の家あたりの関連で、私の発言で建てるための国の補助金で確か2千万円くらいもらっていると言ったんですが、約4千万円の誤りでした。訂正させていただきます。

小西教育長

令和3年度の学校教育、生涯学習の取組の概要図ですが、教育基本構想、まちづくり計画が3月末で第5次総合計画が終了し、新たなまちづくりの計画ということで執行されます。実際はそれを受けて、本来なら本日、教育施策大綱、そしてこの概要図の説明ということになるはずなんですが、本日はご意見を聞かせていただき、意見を取りまとめて今年度の教育計画ということでスタートさせたいと思っています。教育施策大綱につきましても、4月の総合教育会議のときにお示しをするということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員

質問で教えていただきたいのが3点。1点目が、「安全を最優先した、安全安心な学校づくり」のところには感染症等の拡大防止が入っているんですけど、子ども達の「安全教育の充実」のところには感染のことが全く入っていないんですが、これは生活安全の中に入れて考えていいのでしょうか。今一番の課題になって

いる部分なので、そういう言葉もここに入れた方が良いのかってことを考えていただければと思います。2点目は、県の事業として大竹中学校にスペシャルサポートルームというのができるようなんですけれども、県の教育長がすごく進められていることだと思うんですけど、専属教員がついてこういうことが進められるのはすごく良いと思いますが、このスペシャルサポートルームがどのような設置状況になろうとしているのかというのが分かれば教えていただければと思います。3点目が、各中学校区小中一貫教育企画委員会の設置で、この企画委員会のメンバーと回数が予定されていることがあれば教えてください。

事務局 1点目の感染症ですが、「安全教育の充実」のところの生活安全の中に含まれていると考えています。個別に取り出して示すかどうかは検討したいと思います。スペシャルサポートルーム、大竹中学校でということで、今もリフレッシュルームというのがあります。ある程度広い専用の部屋があり、外から中が見えなくなっていて、ちょっとゆったりできるようなソファもあって、子どもがリラックスでき、学習もできるような部屋がすでにリフレッシュルームとしてありますので、そこを活用してということになろうかと思っています。

それから小中一貫教育企画委員会の設置ということですが、学校教育目標の達成に向けてということで管理職、教務主任、必要に応じて研究主任であるとか生徒指導主事、主任主事も入ることになっています。実際に月1回とか定期的ということにはなっていません。小方学園は小・中一緒ですが、移動を伴う玖波小・中、大竹小・中についてはなにか打ち合わせしておこうといったときに集まっていくというような状況です。

池田委員 スペシャルサポートルームとカリフレッシュルームは1階にあるんですか。スペシャルサポートルームでイメージしているのが、他の生徒たちに会わないでその部屋に入れるというようなことを言われていたと思うので、その辺の入り口であったりとか工夫はされているんでしょうか。

事務局 サポートルームは裏口から入れるか分からないんですけども、玄関から入って距離的には遠くはないんですけど職員室の前を通って入るような位置になっています。大竹中は人数が多いのでその辺の配慮は必要かと思っています。

中田委員 スペシャルサポートルームは4月から新たに設置ということでしょうか。

事務局 不登校スペシャルサポートルームということで、大竹中ではずっとリフレッシュルーム、正式には校内の適応指導教室が設置されていて、校外の適応指導教室というのがこども相談室として設置されています。リフレッシュルームに来られる子はそこで対応して、リラックスさせて、勉強して、そこで力を付けて教室復帰ということを目指しています。

池田委員 リフレッシュルームには今までも専属教員はついていたんでしょうか。

事務局 専属でずっといるような者はいませんでした。生徒指導主事が中心にそこについていましたが、担当の生徒指導主事はこれまでの指定校の決まりであったら週10時間程度は道徳の授業をしなければならなかったもので、ずっとそこにいられるわけではありませんでした。ほかの学級を見て回るという役割もあつたりということもあり、入れ代わり立ち代わり、いないときにはほかの先生方が時間を組んで指導していました。今回の加配は、一切授業をしないということで専属という形でそこにつきます。もちろん授業はしないけれども、学級を回って生徒の様子を見るとか情報収集というのは当然やられると思います。

池田委員 その先生が、スペシャルサポートルームでその子たちに授業をするのもダメなんですか。中学校なので教科がすごく縛られると思うので、今までのように入れ代わり立ち代わりいろんな先生が授業をするよりも、専属の先生と信頼関係を作って、初めは授業というわけにはならないと思うんですけど、授業をしてくださったりとか学習を進めてくださったりとかができた方が、せっかくこういうルームができて、先生もいて、子ども達も学びたいっていう気持ちがあると思うし、不登校になっている部分で学力が不安っていう部分があると思うので、少なくとも学習のサポートに入ってくださるともっと充実するのではないかと思います。そのあたりの采配はできるのでしょうか。

事務局 このスペシャルサポートルームの実践校及び推進校における加配教員の要件ということで、教育相談コーディネーター、そしてスペシャルサポートルームの計画的な運営を行っていく。次に、教育相談体制の確立を狙って、取組を推進する。それから、県の連絡協議会に参加する。最後に、学級担任及び他の主任等の役職を兼ねない。その方は生徒指導主事でもないし、授業を担当しない。何をもって授業というかということで、当然そこで指導するものとは思っていますが、教室で行っているような授業ではなく個別に対応するというものですから、勉強を教えるとか、その他その子の課題に応じた活動をしていくことになろうかと思えます。また、正確に確認して機会を見てお話をしていきたいと考えています。

池田委員 生涯学習概要図の「学校連携・子どもの居場所づくり事業」の中で、先日の予算概要の「居場所づくり事業」の中に、地域学校協働本部を立ち上げてとあったんですけど、これがここに書かれた方が良いのではないかなというのが1点と、もう一つは同じように「文化財保護事業」の中で、予算概要の中にはリーフレットの作成というのがメインで書いてあったので、予算概要に文言があるものがここにも入った方が良いのではないかなと思いましたが、いかがでしょうか。

事務局 ご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。中身については説明させていただいたとおりです。ありがとうございます。

小西教育長 先ほども申し上げましたけども、総合教育会議が4月にあります。その中で、令和3年度の取組について具体的な話になるかと思しますので、そのときにまたご意見をいただければと思います。他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 ないようですので、協議を終わります。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

これにて、令和3年第3回大竹市教育委員会会議を閉会いたします。

【閉会時刻 11時32分】

.....